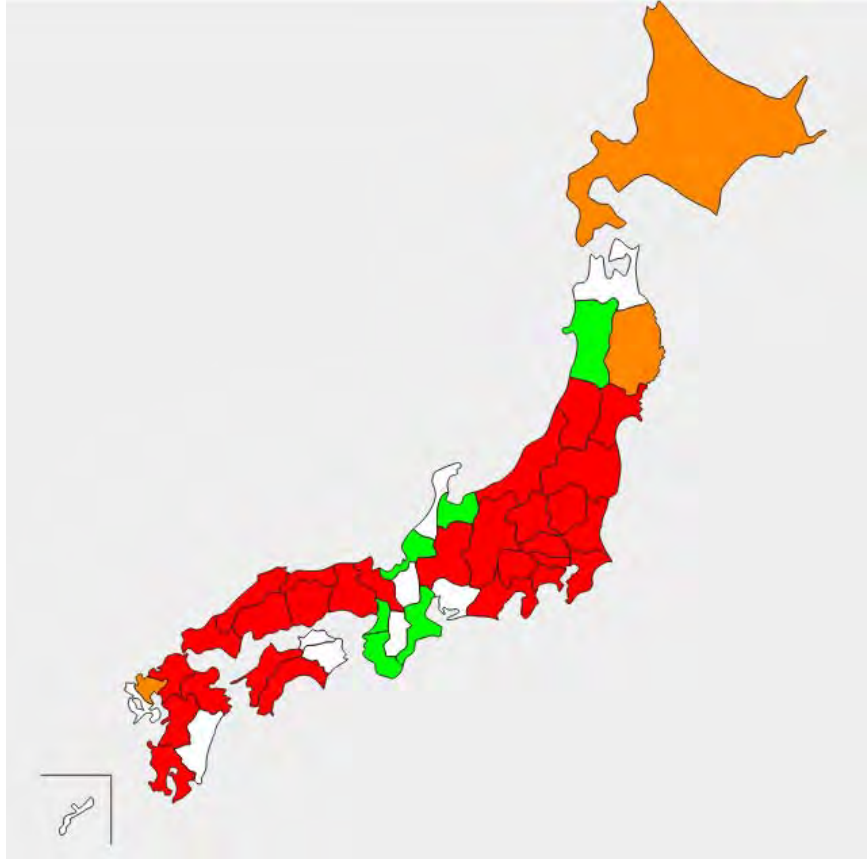


中小企業の防災・災害対応関連施策

令和3年2月

九州経済産業局 産業部 経営支援課
(TEL:092-482-5592)

中小企業庁が初動措置を講じた災害（平成28年度以降）



年	災害名	災害救助法適用地域
H28年度	平成28年熊本地震【本激】	熊本県
	平成28年台風第10号【局激】	北海道、岩手県
	平成28年鳥取県中部を震源とする地震	鳥取県
	平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	新潟県
H29年度	平成29年7月九州北部豪雨【局激】	福岡県、大分県
	平成29年7月22日からの大雨	秋田県
	平成29年台風第18号	大分県
	平成29年台風第21号	三重県、京都府、和歌山県
	平成30年2月4日からの大雪	福井県
	平成29年度豪雪	新潟県
H30年度	平成30年大阪北部を震源とする地震	大阪府
	平成30年7月豪雨【本激】	岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県
	平成30年8月30日からの大雨	山形県
	平成30年北海道胆振東部地震【局激】	北海道
R元年度	令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害【局激】 (8月大雨・台風第15号)	千葉県(停電)、東京都、佐賀県
	令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害【本激】 (台風第19号～台風第21号)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
R2年度	令和2年7月豪雨【本激】(梅雨期の一連の大雨)	山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県

- ※赤の地域は本激災害が発生した地域
- ※橙の地域は局激災害が発生した地域
(本激災害発生地域を除く)
- ※緑の災害救助法が適用された地域
(本激・局激災害発生地域を除く)

事業継続力強化計画認定制度の概要（R1.7創設）

- 中小企業が行う防災・減災・感染症の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画を
策定し
申請



②認定



経済産業大臣
(地方経済産業局)

認定対象事業者

- 防災・減災・感染症対策に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災・感染症対策設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

- 中小企業庁HPでの認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)



事業継続力強化計画の策定は事業継続力の獲得に向けた最初の一步です

事業継続計画（BCP）

- ① 重要業務と目標復旧時間の決定
- ② 事業継続戦略（復旧・代替・お互い様など）
- ③ 業務復旧・再開対応体制と再開プロセスの明確化
- ④ 継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定

復旧対応

事業継続力強化計画

- ① 事業継続力強化の必要性の認識
- ② 災害・脅威の認識と想定される被害の把握
- ③ 初動対応の策定
- ④ 事業継続に向けた事前準備（人・モノ・金・情報）
- ⑤ 実効性を高める取り組み（計画の見直し・訓練等）

初動対応

支援策 1 : 金融支援① (日本政策金融公庫による低利融資)

- 事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う、設備投資に必要な資金について日本政策金融公庫による低利融資を受けることが可能 (運転資金は対象外)。

貸付金利

設備資金について、基準利率から0.9%引下げ(運転資金については基準利率)(※1)
(※1)信用リスク・貸付期間などに応じて所定の利率が適用されます。

貸付限度額

中小企業事業: 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)(※2)
国民生活事業: 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)
(※2)設備資金において、0.9%の引下げが適用となるのは、貸付限度額のうち2億7千万円までです。

貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内(据置期間2年以内)

金融支援② (信用保証枠の拡大)

- 事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資をうける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けることが可能。

	通常枠	別枠
保証限度額	普通保険	2億円(組合4億円)
	無担保保険	8,000万円
	特別小口保険	2,000万円
	新事業開拓保険	2億円⇒3億円(組合4億円⇒6億円) (保証枠の拡大)
	海外投資関係保険	2億円⇒4億円(組合4億円⇒6億円) (保証枠の拡大)

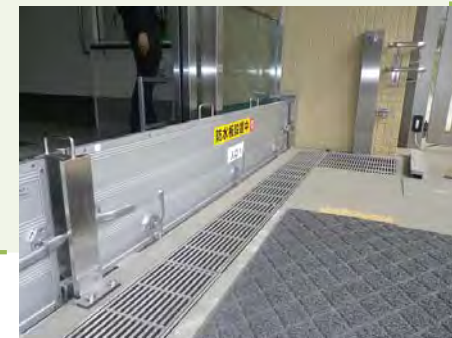
支援策2：税制措置（中小企業防災・減災投資促進税制）

- 防災・減災関連の設備投資を加速化するため、中小企業防災・減災投資促進税制を創設。

【税制の概要】

- **対象者**：経産大臣による防災・減災・感染症対策に関する計画の認定を受けた中小企業者等（中小企業等による、法律に基づく防災・減災に対する計画認定を想定。）
- **支援措置**：特別償却20%
- **対象設備**：
 - － 機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
 - － 器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話、データバックアップシステム 等
 - － 建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備

※税制優遇を使用するためには、申請書様式の項目、「3(2)B」、「3(3)」、「5」に設備を導入する目的等を記載する必要があります。



【想定される投資事例】

- 豪雨時の浸水等に備え、止水板、排水ポンプなどの設備を準備
- 災害時もサーバーが最低限稼働できるよう、制震ラック、非常用発電機を導入

支援策 2 : 税制措置

<税制優遇を受けられる設備一覧>

中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第23条の規定に基づき、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、以下に掲げるものが対象。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、 尖災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備 、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、 防火シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

・本税制の対象となる設備は、上の表に該当するもののうち、計画における目標の達成に真に必要な設備であること、またその数量が適切であること及び、内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた設備が対象です。

※ただし、上記の要件を満たす設備であっても、以下の①又は②に該当する設備は対象外となります。また、太陽光パネルや蓄電池も対象外です。

①消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき設置が義務づけられている設備

②中古品、所有権移転外リースによる貸付資産

その他支援策：（補助金の加点、ロゴマークの使用等）

- 事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、経済産業省が執行する一部の補助金や、「事業継続力強化計画認定ロゴマーク」の使用ができます。

○補助金の加点

認定を受けた事業者は経済産業省が執行する一部の補助金で、優先採択が受けられる。令和2年度補正予算では、ものづくり補助金、自家用発電設備整備補助金について加点となっている。

○「事業継続力強化計画認定ロゴマーク」の使用

連携事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、事業継続力強化計画認定ロゴマークを使用できる。また、認定企業その他、事業継続力強化計画の周知を行う保険会社や支援機関等についてもロゴマークを使用することが可能。

リクルートパンフレットや、名詞等に掲載し、PRが可能。

詳細は以下、事業継続力強化計画ロゴマーク使用規約を参照。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/nintei_logo_kiyaku.pdf



○事業継続力強化計画の認定を受けた事業者名を中企庁のHPで公表

事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、中小企業庁のHPにて事業所名、都道府県、HPのURLを掲載します。（※原則公表）

(参考)「基本方針」の改正 (令和2年10月～)

- 「自然災害以外のリスク」を強靱化法の支援対象に追加。
- 中小企業基盤整備機構が行う普及啓発業務等をステークホルダーによる取組に追加。

【改正項目①：支援対象の拡大】

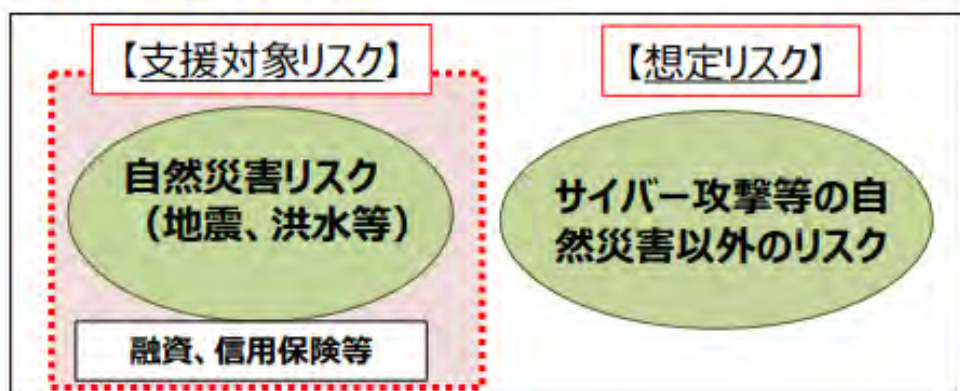
○現行運用上、法に紐付く融資、信用保険等の支援措置の適用は、「自然災害リスク」のみに限定。

事業活動に影響を与える自然災害等のリスクとして、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象に直接又は間接に起因するリスクが想定される。～(略)～。そのため、中小企業者の事業継続力強化については、**右に掲げる自然災害のリスクを踏まえた事前対策を実施する取組を支援対象とする。**

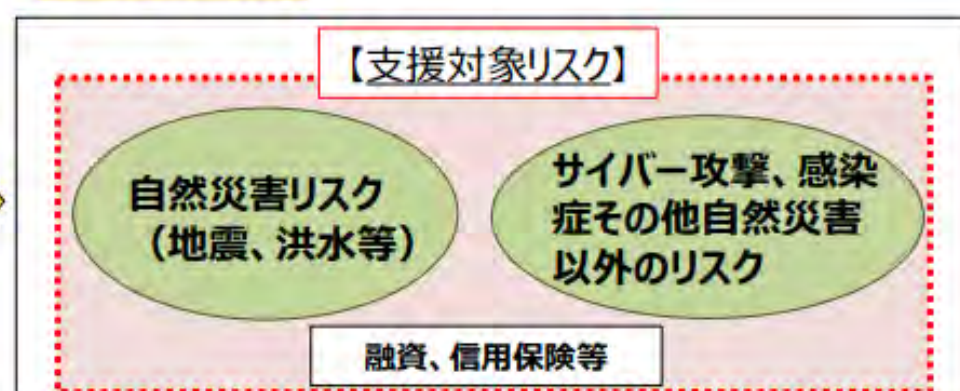
○一方、感染症への対応は喫緊の課題であることから、支援対象に感染症等の「自然災害以外のリスク」を追加。

事業活動に影響を与える自然災害等のリスクとして、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、**サイバー攻撃、感染症その他の異常な現象に直接又は間接に起因するリスク**が想定される。～(略)～。そのため、中小企業者の事業継続力強化については、**自然災害等のリスクを踏まえた事前対策を実施する取組を支援対象とする。**

従来の基本方針



改正後 (現在)



【改正項目②：中小企業基盤整備機構が行う強靱化支援を明記】

○中小企業者を取り巻く関係者による協力の中に、「**独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う取組**」を追加。

(参考) 被災自治体における事業継続力強化計画に関する支援事例 (久留米市)

- 久留米市 (災害救助法適用) では、令和2年4月以降に事業継続力強化計画の認定を受けている事業者に対し、10万円 (定額) の奨励金を支給する事業を開始。
- 令和2年度補正予算にて、コロナ禍において平成30年度以降に被災した2重苦の事業者に対し、同奨励金の緊急強化枠 (30万円) を創設。被災リスクの高い事業者に対して、市から事業継続力強化計画を策定するよう積極的にアプローチしている。

<久留米市における近年の豪雨の被災状況と計画の認定状況>

年度	被害額	被災事業者数
平成30年度	5.2億円	130者
令和元年度	1.7億円	85者
令和2年度	11.8億円	210者

※被害額、事業者数は久留米市独自調査

令和2年度の豪雨時、計画認定企業等において、止水板、車両の避難などの事前対策の取り組みにより、被害軽減につながった事例が多数。

久留米市内では、法律施行後50社の事業継続力強化計画が認定され、そのうち令和2年4月以降に認定を受けた計画は28件。



<久留米市事業継続力強化促進奨励金の概要>

一般枠 (定額10万円)

対象要件

市内に事務所又は事業所を有し、市税の滞納が無く、事業継続力強化計画の認定 (計画変更の認定を含む) を受けている
 ※計画の認定日が令和2年4月1日以降であること

緊急強化枠 (定額30万円)

※一般枠との併給不可

対象要件

左記、一般枠の要件に加え、新型コロナウイルスの影響により売上が5%以上減少し、平成30年度以降豪雨等により被災
 ※計画の認定日は問わない

使用用途【共通】 (下記例の他、防災・減災・感染症対策に幅広く活用可能)

- ・社内研修 ・セミナー受講 ・防災訓練 ・止水板やポンプの購入 ・ブロック塀の構築 ・消毒設備の購入 ・マスク等の購入 等

(参考) 中小機構による中小企業強靱化支援

- 中小企業の防災・減災に向けた取組に向け、セミナーやハンズオン支援を実施。

○事業継続力強化計画対策セミナー

オンラインによる基礎講座と対面による計画策定演習
いずれも申し込み受付中

○ハンズオン支援

中小機構による3回程度の支援（Web／訪問）を通して、
事業継続力強化計画の策定をサポート

詳細・申し込みは、中小機構ホームページ
<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>



The advertisement features a group of diverse professionals in business attire. At the top, it reads "「備え」を学ぶ。「繋ぐ」を守る。" (Learn "Preparation". Protect "Connections"). Below this is the title "事業継続力強化計画対策セミナー" (Business Continuity Plan Countermeasure Seminar). A pink circular badge on the right says "参加無料" (Free Participation). The main text asks "セミナーを受講して、感染症・地震・風水災害への確実な備えをしませんか？" (After attending the seminar, won't you have reliable preparation for infectious diseases, earthquakes, and typhoon disasters?). It explains that the seminar is a national designated program for SMEs and small business owners, providing practical curriculum. Two smaller images show a "基礎講座 (オンライン)" (Basic Lecture (Online)) and a "計画策定演習 (会場開催)" (Plan Formulation Exercise (On-site)). At the bottom, it says "セミナー参加者募集中!" (Seminar Participants Recruited!) and provides the URL "https://kyoujinnka.smrj.go.jp/seminar" for registration.

(参考) 複数の事業者が連携して取り組む防災・減災対策

i) 組合等を通じた水平連携

〈遠隔地の組合間における自然災害に備えた連携体制の構築〉

- ❑ 2つの県の中央会が仲介して、両県の組合間で、連絡網を整備。被災時の応援や代替生産等を行うためのガイドラインを作成し、組合間の交流を実施。
- ❑ この取組を横展開し、両県の他の組合間でも、同様の協定を締結。



ii) サプライチェーンにおける垂直連携

- ❑ 親事業者へのサプライヤーが集まる協力会では、平時から、共同納入や金型保管などの協力を行っており、協力会としても、BCP策定を進めるとともに、代替生産先を検討。
- ❑ 親事業者は、協力会におけるBCPの取組状況をチェックリストなどで把握し、必要な助言等の支援を行っている。



iii) 地域における面的連携

〈地域にとって重要な工業団地における災害時連携の検討〉

- ❑ 大企業が実質的な核となり、工業団地内自治会に参加する大企業・中小企業が連携して、自然災害時を見据えた対応体制を検討（同工業団地は臨海部にあり、最悪の場合、孤立化するおそれあり）。
- ❑ 共同での避難訓練や、被災時の地方自治体との連絡体制の構築などを行うとともに、道路啓開や救護所運営のための体制構築についても、地方自治体と検討中。



お問い合わせ

九州経済産業局 産業部 経営支援課

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎 本館7階

TEL : 092-482-5592

FAX : 092-482-5396